

埼玉県PTA連合会保険制度について(保険の概要)

埼玉県PTA連合会保険制度には、基本補償<①・②>とオプション<③>があります。

賠償責任保険：基本補償

事故報告書・様式Ⅲを使用

①PTA活動中の賠償責任(PTA賠償責任保険)

PTA管理下(*1)における次の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- PTA活動(*2)の遂行に起因して生じた偶然な事故により、PTA活動参加者や第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、貴PTAが負担する法律上の賠償責任
- PTA会員および児童・生徒が、日本国内において保管物(貴PTAが使用・管理する、第三者から借用したスポーツ用具等の財物をいいます。)を損壊・紛失し、または盗取されたことにより、貴PTAが負担する法律上の賠償責任

◆被保険者(補償を受けることができる方)：貴PTA

◆保険金をお支払いする場合の例：

PTAが開催したスポーツ大会で、テントの設置ミスにより、テントが突然倒れてきたため、見学者がケガをした。



PTA主催のテニス大会用にPTAが借りていたテニスラケットを、PTA会員が誤って破損した。



◆補償金額：

PTA活動に伴う賠償責任	対人・支払限度額	1名/1事故につき	1億円(免責金額なし)
	対物・支払限度額	1事故につき	1億円(免責金額なし)
保管物賠償責任・支払限度額		加害者1名につき	10万円
		保険期間中	500万円
		(1事故免責金額 5,000円)	

*1「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督または指導下において、「PTA活動」を行っている間をいいます。ただし、PTAの構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上は「PTA管理下」には含まれません。

*2「PTA活動」とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動で、PTA総会、運営委員会における決定などPTA会則(名称は問いません)に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

賠償責任保険：オプション

事故報告書・様式Ⅳを使用

③学校の管理下でない児童・生徒の賠償責任(PTA賠償責任保険)

PTAの管理下・管理外を問わずに、PTA会員の児童・生徒の学校の管理下でない日常活動中に生じた事故に起因して児童・生徒またはその法定監督義務者(親権者・後見人)が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

◆被保険者(補償を受けることができる方)

貴PTA会員の児童・生徒および貴PTA会員の児童・生徒の親権者等の法定監督義務者

◆保険金をお支払いする場合の例：

PTAの児童が、自転車で下校途中曲がり角で横から出てきた人にぶつかり、ケガをさせてしまった。



PTAの生徒が、小売店で商品を棚から落として壊してしまった。



◆補償金額：

支払限度額	1事故につき(対人・対物共通)	1億円(免責金額なし)
-------	-----------------	-------------

※示談交渉なし

*他人から借用した保管物等、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任によって被る損害は、このオプション部分では保険金のお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

*学校の管理下(授業中・部活動中)の場合は、法律上生徒に賠償責任は発生致しませんので、このオプション部分では保険金のお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

*スポーツ中の相手同士のケガやケンカはお支払いの対象とはなりません。